

入札説明書

(小包配送業務契約)

目 次

入札及び契約に関する事項

- 1 公告日
- 2 競争入札に付する事項
- 3 競争入札参加資格
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- 6 入札参加資格の確認等
- 7 入札説明会
- 8 入札
- 9 入札書の記載方法
- 10 開札の場所及び日時
- 11 入札保証金及び契約保証金
- 12 入札の効力
- 13 最低制限価格
- 14 落札者の決定方法
- 15 再度入札
- 16 契約に関する事務を担当する部局
- 17 その他

(様式 1) 入札参加資格確認申請書

(様式 2) 入札書

(様式 3) 入札金額計算書

(様式 4) 委任状

(別添) 令和 8 年度小包配送業務仕様書

入札説明書

宮崎県が行う小包配送業務契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は次の事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、16に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年3月3日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 小包配送業務契約
- (2) 業務の特質等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目が運送の者であること。
- (2) 「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）」に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (3) 過去2年以内に、この業務内容と同種同規模の契約締結があり、当該契約に基づく業務を適正かつ確実に行った実績を2件以上有する者であること。
- (4) 全国的な規模でこの業務を適正かつ確実に履行することができると認められる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受け、かつ、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 期間 令和8年3月3日から令和8年3月19日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
- (2) 期間 令和8年3月3日から令和8年3月13日まで
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、資格を満たすことを証する書類を、様式1により提出しなければならない。
なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) (1)の書類の提出場所、提出期限、提出方法及び入札参加資格確認結果の通知については以下のとおりとする。
ア 提出場所

宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当

イ 提出期限

令和8年3月13日 午後5時まで

(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送にあたっては書留郵便に限る。)

エ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月16日までに通知する。

審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和8年3月13日午後5時まで受け付ける。

なお、本件入札に関する質問にあつては、個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に通知する必要があると判断したのものに関しては、メールで通知する。

8 入札

入札に参加する者は、様式2による入札書及び様式3による入札金額計算書(以下「入札書等」という。)を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当

(2) 提出期限 令和8年3月19日 午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送にあたっては書留郵便に限る。)

(4) 代理人が入札を行う場合は、様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

(5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『《小包配送業務契約》の入札書在中』と朱書きしなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

(8) 入札金額は、当該業務の履行に付随する一切の諸経費(出張経費、打合せ経費、その他の経費)を全て含めること。

(9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札書の記載方法

(1) 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とし、入札金額計算書の合計額とする。なお、契約は入札金額計算書の送付先の区分ごとの1個あたりの単価で行うものとする。また、県外に翌日配達を行う場合に加算する単価については、別途、落札者と協議して決定するものとする。

(2) 入札金額計算書に送付先の区分の契約希望単価を記載し(それぞれの契約希望単価は1円未満の端数を含むことができる。)、令和8年度見込数量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)を合計すること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館総務部会議室
- (2) 日時 令和8年3月23日 午前10時
- (3) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額（入札者が入札書に記載した金額に100分の110を乗じて得た金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の効力

次の（1）から（7）までのいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 最低制限価格

最低制限価格の有無 無

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、入札書の入札金額が予定価格以内で最低価格であった者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

15 再度入札

- (1) 開札の結果入札者の入札価格がいずれも予定価格に達しないときは、開札後直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者

イ 連合その他不正な行為があった入札をした者

16 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL:0985-26-7003 FAX:0985-28-8760
E-mail:somu@pref.miyazaki.lg.jp

17 その他

本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。